

1 土 地

1 沿 革

本県は、昔の若狭国および越前国の二国からなる。往古、北陸の地を若狭（わかさ）および高志（こし、越とも書く）とよび、高志はさらに前（みちのくち）中（みちのなか）後（みちのしり）に三分されていた。「古事記」に神宮皇后が若狭の国を経て高志前（こしのみちのくち）の角鹿（つぬが、敦賀）に仮宮を造るとあるのが、両国名の文献上の初見である。高志前でなく、越前と書いたものは「日本書紀」に、持統天皇6年（692）9月越前国司、白蛾を献ずとあるのが最初である。

大宝元年（701）大宝令の施行により、国郡の行政区画が法制的に確立した。令の施行当初の境域は若狭については今と変わりはないが、越前は現在より広く今の石川県の地域を含んでいた。養老2年（718）5月越前国から4郡をさいて能登国が置かれ、さらに平安時代になってから、弘仁14年（823）3月越前国から2郡をさいて加賀国を新設した。

郡（こおり）については、奈良時代には、若狭に遠敷、三方の2郡、越前（後世の加賀を除く）に敦賀、丹生、足羽、大野、坂井の5郡があった。弘仁14年（823）6月丹生郡の一部をさいて今立郡を建て、天長2年（825）7月遠敷郡の一部をさいて大飯郡を建てた。若狭は3郡のままその後変化はない。越前は、鎌倉時代に吉田郡ができ、室町時代以降に坂井、足羽、丹生の諸郡がそれぞれ2分され、今立郡が3分されて、越前全部では12郡になった。しかるに寛文4年（1664）4月の朱印状から8郡に変わり、明治時代に至っている。8郡とは敦賀、南条、丹生、今立、足羽、吉田、大野、坂井の諸郡である。律令時代には、各国に国司を置き、国司の庁舎の所在地を国府と称した。越前の国府は現在の武生市の旧武生町（旧名府中）に、若狭の国府は現在の小浜市府中にあった。平安朝の末期ごろから律令による地方制度がしだいに壊敗して、荘園が発達してきた。本県でも名の知れた荘園は百数十に達する。

鎌倉幕府は諸国に守護を置いて地方の監察に当らしめたが、室町時代に至って、守護が大名家化し、若狭は一色氏の、越前は斯波氏の領国となった。しかし戦国の動乱期に武田氏が若狭の、朝倉氏が越前の守護職を戦い取り、それぞれ現在の小浜市および福井市（旧足羽町）に居城を構えて国内を統治した。

織田・豊臣時代には、若狭・越前の地は封土を細分して部下の諸将に分与され、しかもその転移削増の変動が激しかった。

徳川幕府は幕初、越前には結城秀康を、若狭には京極高次を封じた。その後若狭は酒井氏に代わっただけであるが、越前は削封・分封・移封が相次ぎ、最終的には福井に松平氏、丸岡に有馬氏、大野に土井氏、勝山に小笠原氏、鯖江に間部氏、敦賀（鞠山）に酒井氏が封を受けた。このほか幕府公儀領、三河西尾の松平氏領、美濃郡上の青山氏領、その他の諸領があった。

明治2年6月版籍奉還とともに、府藩県のいわゆる三治の制となり、本県に福井、丸岡、大野、勝山、鯖江、敦賀（鞠山）、小浜の諸藩が旧領地に置かれ、明治3年9月鞠山藩に合併、同年12月旧公儀領に本保県を設置した。

明治4年7月廃藩置県により福井、丸岡、大野、勝山、鯖江、小浜の6藩が6県に変わった。同年11日本保県および上記の6県を廃し、福井、敦賀の2県が設けられた。福井県は県庁を福井に置き、足羽、吉田、坂井、大野、丹生の5郡を管轄し、敦賀県は県庁を敦賀に置き、今立、南条、敦賀、三方、遠敷、大飯の6郡を管轄した。同年12月福井県を足羽県と改称した。明治6年1月、足羽県を廃し敦賀県に併合して越前若狭を初めて1行政区に統合した。しかるに明治9年8月敦賀県が廃され、嶺北7郡は石川県に、嶺南4郡は滋賀県に分属させられた。明治14年2月ようやく旧に復し、越前・若狭の地をもって福井県を建て、現在に至っている。

福井県の境域については、白山の山頂および山麓牛首郷は古来越前国大野郡に属していたが藩政時代からその所属について加賀との間に紛争があり、廃藩置県の際仮りに福井県に所属させ政府の裁定により明治5年11月石川県所属に決定した。また大野郡石徹白村は大字三面、小谷堂を除き、昭和33年10月岐阜県白鳥町に越県合併した。

明治7年6月現在で県下には1,658村、238町87浦21分郷があった。それが明治22年4月市制、町村制施行により、1市9町168村に統合された。戦後は昭和30年頃の昭和の大合併そして平成の大合併などにより、平成17年3月31日現在8市16町4村になっている。

2 位 置

本県は本州日本海側のほぼ中央にあり、総面積は4,189.0 km²で、北は石川県に接し、南東は岐阜県、南西は滋賀県・京都府に連なり、北西方は日本海に面している。（平成15年10月1日現在）

極 東	大野郡和泉村油坂峠東南 1,550m	東経 136 度 49 分 56 秒
極 西	大飯郡高浜町鎌倉西北 500m	東経 135 度 26 分 58 秒
極 北	あわら市北潟砂丘北端（見当山北 750m）	北緯 36 度 17 分 44 秒
極 南	遠敷郡名田庄村染ヶ谷東南 2,000m	北緯 35 度 20 分 36 秒
県庁所在地	福井市大手 3 丁目 17 番 1 号	北緯 36 度 03 分 55 秒

3 地 勢

本県は、敦賀東方の木の芽山嶺を境として、嶺北地区と嶺南地区に分かれる。

嶺北地区には、岐阜県境方面に広くつらなる越美山地、石川県境にそばたつ白山火山地とそれに続く加越山地、中央に越前中央山地、西部に丹生山地、南に南条山地の各山地が配列している。このうち、白山火山地がもっとも高峻で、1,600mから2,000mの火山岳がならび、谷も深く、冬の季節風をうけて、もっとも多く雪を降らせる。越美山地は、古世代、中世代の古い生成で、かなり削磨されて1,000m余りの抵高性をもつ高原性山地となっている。その他の山地は数百mの中山性ないし低山性山地で、南条山地は古いが、その他は第三紀の新しい山地である。

加越山地と中央山地北部の西側が、断層でおちて福井平野を形成し、その南には、丹生、南条、中央の3山地に包まれ、山ろくと島状小山地に沈降の特色をみせる武生盆地が続き、両平野は文殊山の突出部で境されている。また、越美、白山、加越、中央の諸山地の間に陥没の大野盆地と勝山盆地があり、福井平野とは地溝状の九頭竜河谷でつながっている。これらの低地の内部は、いずれも河川の沖積物で埋められているが、大野盆地は九頭竜川、真名川、清滝川による扇状地堆積と、一部は火山噴出物で埋められている。武生盆地は主に日野川により、福井平野は九頭竜川、足羽川により、それぞれ緩い扇状地とそれに続く三角州によって埋積されている。ただし福井平野の北部には洪積期の隆起により加越台地が、30～40mの高さで石川県南部に続き、北西には三里浜砂丘が生成して平野の下手をふさいでいるので、福井平野は軽い盆地状となり、湿田が多い。

嶺南地方は、木の芽山嶺西側から南下する柳ヶ瀬断層と、敦賀港東岸の河野断層とにより、嶺北より一段低くおちこみ、山地も700m～800mの定高性に下がっている。その上、若狭湾の陥没によって、リアス式海岸と幅狭い沈降山地を主体とする地勢となり、しかも小浜、態川を結ぶ熊川断層線以東は、主に南北性の数多の断層できられ、琵琶湖から続く破碎帯となって小山塊に分裂されている。敦賀平野、三方平野、小浜平野はいずれもこの山塊の間の小平野であり、三方湖は、沈降山地の谷間に水を湛えた沈水湖である。

海岸線は、嶺南は代表的なリアス式海岸をなし、それに伴う豪壮な海食断崖が各所にみられる。敦賀湾東岸の若い断層海岸、干飯崎以北の隆起性の岩石海岸、三里浜砂丘、陣ヶ岡の安山岩柱状節理海岸、北潟砂丘など多彩に変化し、県下のほぼ全海岸が若狭湾国定公園、越前加賀海岸国定公園として指定をうけている。

4 藩県の廃置分合

～明治元年		明治3年		明治4年		明治6年	明治9年	明治14年	明治23年～
越前国	12月22日 本保県			7月14日 福井県	11月20日 福井県 12月20日改称 足羽県	1月14日 敦賀県	8月21日 石川県 (嶺北7郡)	2月7日 福井県	明治23年5月17日 府県制公布
	福井藩								
	丸岡藩								
	大野藩								
	勝山藩								
	鯖江藩	7月14日 鯖江県							
敦賀藩	3月19日改称 鞠山藩	9月27日 小浜藩	7月14日 小浜県	11月20日 敦賀県	8月21日 滋賀県 (嶺南4郡)	〔明治24年8月1日〕 府県制施行			
小浜藩									
若狭国									

5 市 町 村 数

明治 22 年 (1889 年) 4 月市制町村制施行時現在 (1 市 9 町 168 村)

1 市.....福井

9 町.....三国、金津、丸岡、大野、勝山、武生、鯖江、敦賀、小浜

168 村.....足羽郡 (13) 和田、下宇坂、一乗谷、酒生、上宇坂、東郷、上文殊、麻生津、木田、東安居、
下文殊、六条、社

吉田郡 (15) 西藤島、森田、円山西、岡保、松岡、五領ヶ島、下志比、上志比、河合、中藤島、
円山東、東藤島、吉野、志比谷、浄法寺

坂井郡 (27) 雄島、加戸、吉崎、坪江、伊井、高椋、磯部、大石、大関、木部、浜四郷、大安
寺、棗、芦原、細呂木、剣岳、東十郷、長畝、竹田、鳴鹿、春江、兵庫、本荘、
新保、鶉、本郷、鷹巣

大野郡 (23) 乾側、芦見、上味見、上庄、上穴馬、五箇、富田、猪野瀬、村岡、野向、北郷、
遅羽、小山、下庄、羽生、下味見、西谷、下穴馬、阪谷、平泉寺、北谷、荒土、
鹿谷

今立郡 (17) 北日野、北新庄、新横江、舟津、中河、北中山、粟田部、上池田、味真野、国高、
神明、片上、南中山、岡本、下池田、服間、河和田

丹生郡 (23) 立待、吉川、吉野、宮崎、白山、四箇浦、下岬、国見、織田、糸生、西安居、天津、
朝日、岡山、大虫、常磐、城崎、上岬、越迺、殿下、萩野、志津、三方

南条郡 (12) 茶白山、王子保、北杣山、湯尾、今庄、鹿見、坂口、南日野、南杣山、宅良、鹿蒜、
河野

敦賀郡 (6) 東郷、中郷、松原、東浦、愛発、粟野

三方郡 (7) 八、田井、西郷、山東、十、西浦、耳

遠敷郡 (17) 西津、鳥羽、熊川、松永、雲浜、内外海、瓜生、三宅、野木、宮川、遠敷、口名田、
南名田、国富、今富、中名田、奥名田

大飯郡 (8) 高浜、内浦、和田、加斗、青郷、佐分利、本郷、大島